

災害時における駐車場の一時使用に関する
協定書

令和3年2月15日

彦 根 市
アンダーツリー株式会社

災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）とアンダーツリー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における駐車場の一時使用に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大雨等で浸水の恐れがある地域に居住する住民が保有する自家用車を一時的に避難させる場所（以下、「自家用車避難場所」という。）として、乙の管理する施設の一部を一時的に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（乙の施設の使用範囲及びその周知）

第2条 自家用車避難場所として使用できる範囲は、次のとおりとする。

名称 アンダーツリー株式会社 キコーナ彦根店

位置 彦根市平田町241-1

範囲 3階建て立体駐車場の2階及び3階、屋上

- 2 災害の発生状況等により、前項以外の範囲が必要となった場合には、施設の管理運営に支障のない範囲で、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、使用施設の増改築により、当該建物に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に報告するものとする。

（使用期間）

第3条 前条第2項に挙げる施設を使用する期間は、甲による避難勧告等の発令から解除の発令までとする。

（住民への周知）

第4条 甲は前条までの内容を浸水想定区域内の住民、特に第2条で示す自家用車避難場所の周辺住民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（施設・備品の事故等に係る責任）

第5条 自家用車避難場所として使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとし、施設の破損・汚損については、甲が原状に回復する義務を負い、乙は自家用車避難場所として使用した際の事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(費用)

第6条 乙は、自家用車避難場所を無償で提供するものとする。

(連絡先)

第7条 甲乙間の連絡は原則として、第1号様式により事前に指定する連絡窓口にて行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の日(3月31日)の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年2月15日

甲 彦根市元町4番2号

彦根市

彦根市長

大久保 貴

乙 大阪市西区西本町1丁目2番8号

アンダーツリー株式会社

代表取締役

木下 春雄